

# 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第25条に規定に基づき、役員報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬の支給等)

第3条 役員には、その職務を行う形態に応じて別表1に定める報酬を支給する。ただし、社会福祉関係の行政職員及び法人の職員には支給しない。

2 前項の報酬については、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第4条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1

役員報酬

・会長	月額	10,000円
・副会長	月額	5,000円
・常務理事	月額	5,000円
・理事	日額	3,000円
・監事	日額	3,000円